

香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

香川海区漁業調整委員会会長 濱 本 俊 策

香川海区漁業調整委員会規程第1号

香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程の一部を改正する規程

香川海区漁業調整委員会事務局の設置及び組織に関する規程（昭和47年香川海区漁業調整委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(局長の専決事項)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職員の休暇その他服務上の承認又は許可（職務専念義務の免除及び<u>営利企業への従事等の許可を除く。</u>）に関すること。</p> <p>(6) 行政文書の公開に関すること（行政文書の公開の請求に対する決定又は<u>不作為</u>についての<u>審査請求の裁決</u>に関することを除く。）。</p> <p>(7)～(10) 略</p>	<p>(局長の専決事項)</p> <p>第5条 局長は、次の事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職員の休暇その他服務上の承認又は許可（職務専念義務の免除及び<u>営利企業等従事の許可を除く。</u>）に関すること。</p> <p>(6) 行政文書の公開に関すること（行政文書の公開の請求に対する決定についての<u>不服申立ての決定</u>に関することを除く。）。</p> <p>(7)～(10) 略</p>

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。